

造成計画平面図

開発許可
年月日

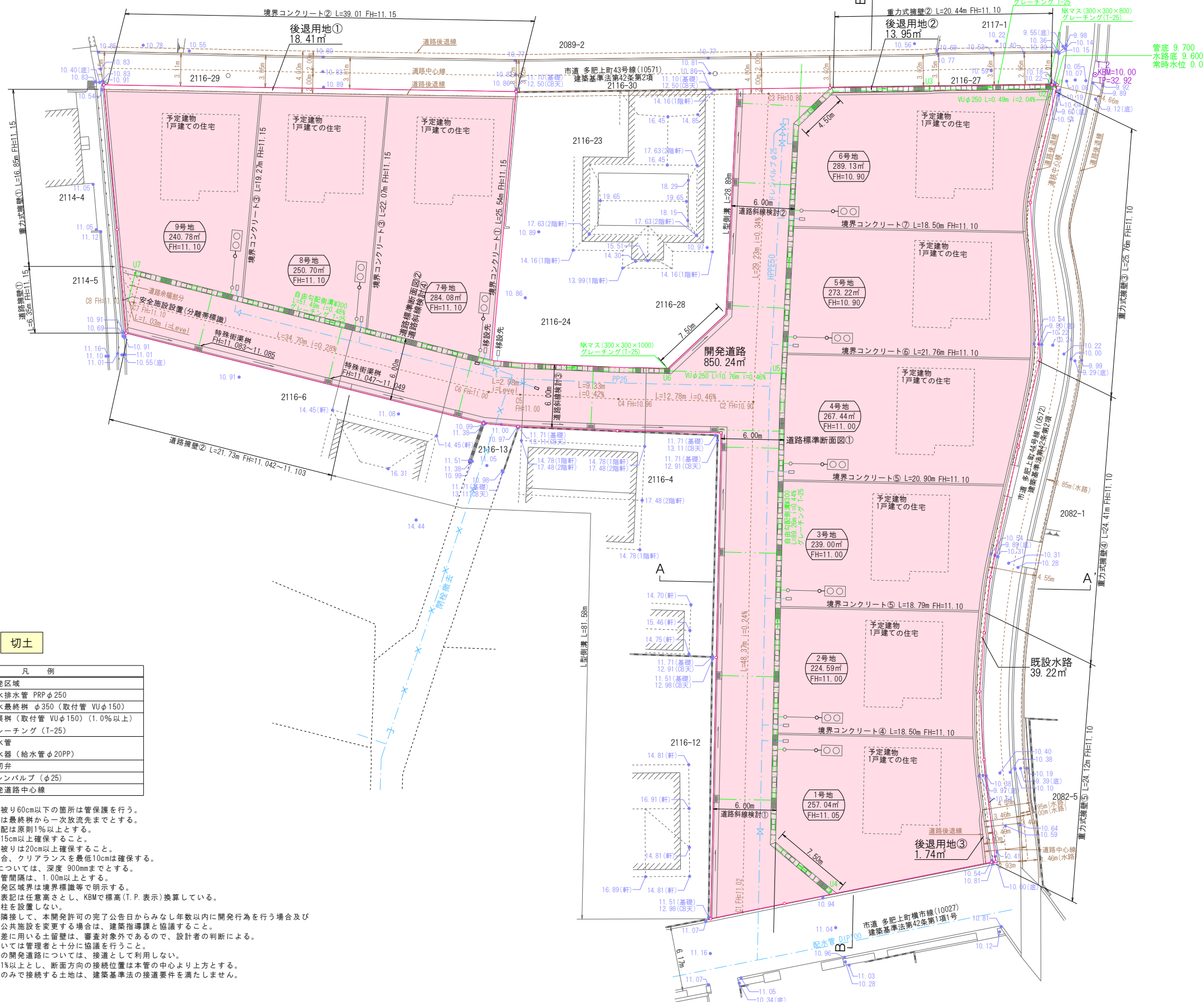
第 令和 年 月 日
号

申請者

株式会社ライフィックスホールディングス
代表取締役 向井信朝

作成者
住所・氏名

高松市川島本町式八八番地壹
土地家屋調査士 横井 智



凡例	
	開発区域
	雨水排水管 PRP φ250
	雨水最終枺 φ350 (取付管 VUφ150)
	街渠枺 (取付管 VUφ150) (1.0%以上)
	グレーチング (T-25)
	給水管
	量水器 (給水管 φ20PP)
	仕切弁
	ドレンバルブ (φ25)
	開発道路中心線

- ・開発道路内で土被り60cm以下の箇所は管保護を行う。
- ・開発協議の対象は最終枺から一次放流先までとする。
- ・宅内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- ・雨水枺は泥溜を15cm以上確保すること。
- ・宅内排水管の土被りは20cm以上確保すること。
- ・管が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
- ・最終枺(φ350)については、深度900mmまでとする。
- ・本管上での取付管間隔は、1.00m以上とする。
- ・構造物がない開発区域境界は境界標識等で明示する。
- ・図面内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
- ・開発道路内に電柱を設置しない。
- ・本開発区域内に隣接して、本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
- ・30cm未満の高低差に用いる土留壁は、審査対象外であるので、設計者の判断による。
- ・放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと。
- ・本開発区域北側の開発道路については、接道として利用しない。
- ・取付管の勾配は1%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心より上方とする。
- ・道路測点C7~C8のみで接続する土地は、建築基準法の接道要件を満たしません。